

令和元年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

令和元年7月25日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 小峰 芳行 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 小熊 克也 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 佐久間 裕之 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第24号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
(平成30年度対象事業分) について

- 日程第4 議案第25号 令和2年度使用小学校教科用図書採択について
日程第5 議案第26号 令和2年度使用中学校教科用図書採択について
日程第6 議案第27号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。

お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第24号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度対象事業分）についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明をお願いします。

教育部長 議案第24号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度対象事業分）について、教育委

員会において審議する必要があるため、同法第25条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

説明いたします。議案書を1枚、おめくりください。瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成30年度対象事業分）案になります。

それでは、2枚おめくりください。1ページになります。I教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、説明させていただきます。1目的ですが、2つございます。1つ目は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ること、2つ目は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することで、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ることです。

2点検及び評価の対象ですが、今回は平成30年度の事務事業が対象となります。3点検及び評価の実施方法ですが、点検及び評価は、前年度の事務事業の進ちょく状況の総括と、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。

①点検評価ですが、教育委員会事務局の各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検評価を行い、基準に基づき所定のシートへ記載し、部長及び課長級職員が、点検・評価の結果を踏まえ、課題の検討と今後の取り組みの方向性を示します。

②教育に関する有識者の知見の活用ですが、点検評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。メンバーは、東京女子体育大学 教授 田中洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店 支店長 柳澤一夫氏、元小学校長で学校現場に精通している、明星大学教育学部教授の濱野裕美氏、以上3人の方をお願いしました。

③教育委員会は、教育に関する有識者の方の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総

合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

4町議会への報告ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。5公表ですが、町広報紙へ概要を掲載するなど、記載のとおりの方法で行います。6点検及び評価結果の活用ですが、点検及び評価の結果は、教育目標や基本方針等の策定、施策及び事業等の改善・充実に活用します。

それでは1ページおめくりください。2ページになります。「点検・評価」の表になりますが、ランクのAからDまでの内容、得点とも記載のとおり昨年度と同様です。

次に「今後の方向性」についてですが、表の一番上の拡大から、一番下の完了・終了の7つに区分しますが、この区分も昨年度と同様です。6ページをお開きください。平成30年度、教育委員会が所管した事務事業の点検及び評価結果の一覧です。

概要を説明させていただきます。一番上の表、「方針別事業数」をご覧ください。表の左側が平成30年度事業の点検評価事業、右側が平成29年度事業の点検評価事業となっていますが、それぞれの事業は、方針1から方針4の4つに区分されています。合計欄をご覧ください。平成30年度評価の対象事業数の合計は94事業です。この94事業は、平成29年度の95事業に比べると1事業減少しました。表の中の「評価別事業数」をご覧ください。評価基準のAランクである「目標を上回って達成できた事業」が3事業、Bランクである「目標をほぼ達成できた事業」が89事業、Cランクの「目標を十分に達成することができなかった事業」が1事業、Dランクの「目標を達成できなかった事業」が1事業ありました。C評価、D評価について補足説明させていただきますと、C評価は、事業名「安全教育充実のための支援」です。学校では、日頃から児童生徒に対して、交通、災害等安全指導を行っているところですが、平成30年4月に、下校後の管理外のことでありましたが、第二中学校生徒が亡くなるという、交通事故が発生したことによりC評価としました。また、D評価は、事業名「町民体育祭の開催」です。平成30年度に町民体育祭意向調査を行い、その結果を受けて協議を重ねた結果、事業実

施には至らず休止となったため、D評価としました。以上でC、D評価の補足説明とします。

次に、今ご覧の表の下にある、いくつかの表、「施策別評価点数」、「課別事業数」、「方針・課別評価点数」は、記載のとおりです。

7ページをご覧ください。事務事業の点検・評価シートの見方についての説明です。8ページから65ページになりますが、基本方針ごとの施策別点検・評価の個別シートとなっています。66ページをお開きください。66ページから70ページまでは、基本方針ごとの委員の皆様の意見を記載しています。71ページをご覧ください。委員の皆様から総括として、ご意見をいただいています。教育委員会では、このご意見を踏まえた上で、引き続き効率的・効果的な教育行政を推進して参ります。72ページ以降は、平成30年度の瑞穂町教育委員会の活動状況等になります。説明は以上でございます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

関谷委員 40ページ52番の「安全教育充実のための支援」の「C」評価について、管理外の案件であるにも関わらず評価を下げなければいけないものなのかと思うのですが。また、52ページ73番の「町民体育祭の開催」の「D」評価について、社会教育課が責任を負う必要は無いと思ひ、この評価きついのではと思ひます。

指導課長 確かに管理外の事故ではありますが、学校教育の中で日常生活における安全指導を十分に行ってきたと考えることができましたが、事実を則して改めて指導強化をしていかなければならないという原点に戻るために「C」評価としました。

社会教育課長 開催できなかったという事実と、地域のコミュニティ形成という観点も踏まえまして、判断したものであります。

鳥海教育長 社会教育課の案件について、補足します。長年続いてきた町民体育祭が開催できなくなりました。このことについて、善後策を協議してきました。

平成30年度から第2期スポーツ推進計画が始まっています。その計画の新たな施策として、スポーツによる地域コミュニティの振興という項目を追加しました。コミュニティ振興にもスポーツを役立てるべきであると位置付けました。町民体育祭が開催できないという点と、コミュニティ振興が進まないという点で、「D」評価で致し方ないと判断したものです。

村上委員

1点目として、3ページの教育目標の1番目に「互いの人格を尊重し…」、2番目に「社会の一員として…」、3番目に「自ら学び考え行動する…」となっていますが、道徳の評価でも「自ら…」が最初に来るのではと思います。今後検討していただければと思います。

2点目として、10ページの「道徳教育の推進支援」について、今後の方向性が縮小になっていますが、道徳が特別の教科として取り扱われること、またその内容について、教員の方々に周知徹底できるのかが課題だと思います。有識者の方からも、縮小傾向に関して不安視する意見がありますので、学校現場にどう浸透させていくのかをお聞きしたいと思います。

3点目として、13ページの「各種検定の実施」について、この事業は大変良いことだと感じています。ただ、目標の欄に、何のために行っているのかや、どういった効果が生まれるのか等が記述されていないため、今後記述していただくようお願いしたいと思います。そのことにより、子どもたちの意欲も高まるのではと思います。

4点目として、16ページの「学力向上…」について、指導助言を誰が中心に行っていくのかが記述されていません。対象者欄にあるように、小・中学校長が中心となって行っていくのか、教員同士が研究会などを通じてお互いに切磋琢磨していくのかを教えてくださいたいと思います。

5点目として、20ページの「ICT・情報モラル教育の推進・支援」について、「SNS東京ノート」を活用するとなっていますが、どれだけ自分のこととして捉えられるかが重要ことだと思います。そのことについて、そういった手法を考えているのでしょうか。

6点目として、46ページの「子どもの居場所づくり」について、回数で「A」評価ついていますが、内容的にはどうだったのか、子どもたちの満足度はどのくらいなのかなど、分からないため教えていただきたい。また、実施回数などについて、学区によって差はないのかもあわせてお願いします。もし上手くいっていないところがあれば、てこ入れも必要かと思われま。

7点目として、47ページの「こどもフェスティバルの開催」について、今後の方向性の中に、こども主体の本来の主旨を取り戻すという文言があります。どういったものを描いているのかが分からないと、実行委員会内での話し合いが難しくなると思います。例えば他の事業で、子ども主体で行っているものなどの情報提供が必要になると思います。以上のことについて、教えていただければと思います。

教育部長 1点目について、委員ご指摘の意見を踏まえ、今後の課題といたします。

鳥海教育長 補足説明いたします。毎年度策定している教育目標を掲載しています。これだけ変えるわけにはいかず、元から変える必要があれば見直すなど、検討していきます。

指導課長 2点目について、昨年度は道徳教育推進委員会を通じて、一定の成果がありました。道徳教育はこれからもしっかりと支援をしていかなければいけないと思っています。引き続き、校長会や副校長会を通じて幹部の教職員に指導していき、道徳教育推進教師や一般教員へも浸透を図っていきたいと考えています。

鳥海教育長 補足いたします。新学習指導要領の導入により、道徳教育の充実が必要になってきています。それに対応するためにも今までは、地区公開講座であったり道徳授業の充実を図ったりした期間であったと考えています。順調に推移しているとは考えていますが、今度は現場サイドのことを考えた時に、副校長会等に落とし込んでいく段階になってきます。

指導課長 3点目について、目的の記述については今後の課題とします。ここには書いていませんが目的はございます。一番はこれを機に学力向上へのきっかけにと思っています。

鳥海教育長 費用が掛かる施策を続けているわけでありましてけれども、勉強する目標を設定し、そこに向かってチャレンジすることが大事だと考えています。このことが学力向上につながるものだと思います。目的の記述方法については、今後の参考にしたいと思います。

指導課長 4点目について、具体的には授業改善推進プランを学校から提出していただいた段階で、指導主事が学校と調整し、指導助言をさせていただいている状況です。この件は、総合的に捉えなければならないと考えています。カリキュラムマネジメントの活用などを行い、学力向上につなげていきたいと考えています。

指導課長 5点目について、確かに子どもたちの意識について直接的に調査したものではありません。「SNS東京ノート」が4月に改訂したこともあり、学校を通じて改訂内容を中心に子どもたちに伝えているところであります。具体的には、セーフティ教室で道徳教育や情報モラル教育を行っています。意識については検討していきたいと思えます。

鳥海教育長 補足いたします。この項目の中に2つのものが混在しています。一つはICT環境の整備、もう一つは情報モラルになります。使用している対象で考えますと1つになりますが、意義という観点から考えますと、2つに分けることも視野に入れて検討していきたいと思えます。

社会教育課長 6点目について、年度当初に打ち合わせ、また学校間でも情報交換を行っています。その中で子どもの様子を伺ったところ、楽しく参加しているとのこと。また、横のつながりもございますので、学区による差もそれほどございません。私も実際に現場に行ってみたところ、子どもたちは元気に参加し、笑顔があふれていました。

今後は、現地をみることとサポーターの方々との情報交換を行いながら、進めていければと思えます。

鳥海教育長 補足いたします。この項目の捕らえ方が回数の充実を主眼においています。過去からの実績の積み上げでこのような結果になってきています。回数300回というのはギリギリのラインだと感じています。町議会での質問があったときにも、これ以上回数を増やすことは難しいとの主張はさせていただいています。

これからは、量から質の向上への移行になります。そのあたりの記載が足りないところもありますので、今後記載内容についても検討していきます。

村上委員 けやき館の項目についても同様のことが、有識者の方から意見としてありましたので、ぜひ内容についての評価も入れていただけるようなものにしていただければと思います。

鳥海教育長 その通りだと思います。順調に推移しているものなどは、さらに高みを目指すような評価の項目立てにしておく必要があると思います。

社会教育課長 7点目について、本来子どもたちが主催し実行していく形が本来の趣旨だと思います。実際には、計画から準備、実行まで子どもたちだけで行うのは困難でありまので、大人の方々の協力を得ながら行っている実状です。もう少し、例えば、計画段階から子どもたちが参画するなどの形態がとれればと考えています。

村上委員 子ども主体で行う事は大事なことですし、最初から実行委員会の中にもそういった思いがあっと感じています。それが今迄実現してこなかったというのは、子ども主体で行っている事業などの情報提供がなかったことも要因の一つだと思います。以上のことについて、社会教育課からの働きかけも必要なのではと思います。

社会教育課長 情報提供などを行い、進めていきたいと考えています。

鳥海教育長 ほかが質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第25号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択、日程第5、議案第26号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択については、関連がありますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 ご異議なしですので、一括審議といたします。
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第25号、議案第26号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、議案第25号については、令和2年度使用小学校教科用図書を議案第26号については、令和2年度使用中学校教科用図書をそれぞれ、採択する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長が説明します。

指導課長 はじめに、議案第25号、令和2年度使用小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

小学校全教科における教科用図書につきましては、小学校教科書目録（令和2年度使用）に搭載されている教科用図書、いわゆる検定本の中から選定を行うこととされています。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに一種の教科用図書を採択することとされています。

このため、今回、令和2年度使用小学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育長、教育長職務代理者の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会を設置されています。瑞穂町からは、鳥海教育長、関谷教育長職務代理者が委員となっています。

4月25日に、第1回採択協議会を日の出町役場3階会議室にて開催いたしました。第1回会議では、採択要綱及び採択要綱に関する細目の審議及び決定がされたところでございます。

その後、5月7日に、第1回調査委員会を日の出町役場3階会議室にて開催し、調査委員への委嘱並びに任務について確認し、各種目の調査を専門部会長へ依頼いたしました。

本調査委員会を受けまして、専門部会において、調査・研究を専門部会長等の学校で実施し、報告書を作成しました。その後、7月5日に、第2回調査委員会を開催し、専門部会長からの報告とともに検討を行い、調査研究報告書を作成いたしました。

7月16日に開催いたしました、第2回採択協議会におきまして、調査委員長から、これまでの調査・研究の経過報告、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議を経まして、投票により発行者を選定いたしました。

採択協議会で選定された教科用図書は、別紙報告「令和2年度使用西多摩地区町村立学校教科用図書（小学校）採択協議会の結果について」のとおり、となりました。

西多摩郡の場合は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。このことを考慮していただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

資料といたしましては、「西多摩地区教科用図書採択協議会 選定教科書とその理由」と西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会を経て提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」を併せてお配りをいたしました。

それでは、選定理由書等に基づき、採択協議会で選定されました主な理由をご説明させていただきます。

「国語」は「光村図書」になりましたが、年間の学習内容を見通せる構成となっているのと構成・分量の4点目にあります通り、第3学年以上の最初の説明文の学習では、始めに練習として短い説明文の学習があり、その後長い説明文の学習が配列されているなど、段階を踏んだ学び方が特徴となっています。

次に「書写」は「光村図書」になりましたが、内容の3点目にある通り、毛筆の入門期では、観点別に丁寧に分かりやすく説明していることと、国語の教科書と同じ発行者であるためその関連性が強いことが評価されまし

た。

次に、「社会」は「東京書籍」となりましたが、審議の中では6年生の教科書で「政治・国際単元」と「歴史単元」とで分冊になっている教科書とそれらを合わせて1冊となっている教科用図書で、その扱い易さや単元の進度の併進性についての意見がありました。投票の結果、東京書籍と教育出版が同数になり、委員長採決で東京書籍になりました。

次に地図帳は帝国書院となりましたが、帝国書院にはQRコードがあり、より調べていくのに汎用性が高いこと、内容や構成・分量が充実していることがあげられます。

次に算数は東京書籍となりましたが、その内容に吹き出しやまとめで数学的な見方・考え方に下線や太字を施し強調しているなど、随所に思考を促す工夫が見られることがあげられました。

次に理科は大日本図書となりましたが、安全指導はどの発行者も充実されていることが分かりました。プログラミング教育では、大日本図書では直接扱っているのは6年でしたが、3年から5年までが、その前段として、思考力等を育む中で、プログラミング的な思考の育成につながるプログラミングの体験が計画的に取り入れられていることが特徴となっています。また、教科書のサイズも考慮されました。

次に生活は東京書籍となりましたが、使用上の便宜にある通り、ポケット図鑑が付いていたり、「活動便利帳」のページがあつたりして、扱いやすさや汎用性がある教科用となっていることが特徴です。

音楽は教育芸術社となりましたが、内容の3点目にある通り、6年間の系統立てた題材構成となっており、発達段階に応じた積み重ねができ、主体的な学習に取り組める内容となっています。

次に図画工作は開隆堂出版となりましたが、これも一目で1年間の活動の見通しがもてるのと安全への配慮が文書だけでなく写真でも示されており、分かりやすい内容・表現となっています。

次に家庭科は、これも開隆堂出版となりましたが、「生活の中のプログラミング」と題して、プログラミング教育を家庭科でも取り上げているのが特徴です。また家庭科用語が日本語・英語表記の両方となっており、英語でも親しめる特徴があります。

次に体育は学研教育みらいとなりましたが、構成で1項目を概ね見開き2ページにまとめられていて学習の見通しがつきやすいのと、これまでの経験や学習の振り返り欄が充実していることがあげられます。

次に外国語は教育出版となりましたが、現在外国語活動で使われている、文部科学省が著作を有する「We Can!」と似た構成になっていて扱いやすいのと、今回5・6年生が外国語活動でなく、教科としての外国語になったことに伴い、紹介や発表の活動で書く活動を重視していることが上げられます。

最後に特別の教科道徳は日本文教出版になりましたが、前回2年前に採択した日本文教出版の内容から大きく変わっていないのと、別冊の道徳ノートにある共通の発問が2点から1点となり、また、自由記述欄が設けられたことなどから教師の工夫の自由度が高められ、児童の多様な考え引き出せることにつながり、引き続き現採択発行者の教科用図書を使用していくことが求められたことによります。

指導課長 つづいて、議案第26号、令和2年度使用中学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

本年度、中学校教科用図書につきましては、検定本の中から選定を行うこととなっております。

先ほどの議案の小学校教科用図書の採択とほぼ同様のスケジュール、採択協議会となります。小学校と違う点は、4月25日の第1回採択協議会において、中学校の採択事務については、平成31年3月29日「30発教科第33号」、文部科学省初等中等教育郁局教科書課長から発出された、「2020年度使用教科書の採択事務処理について」の通知等を根拠に、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用して事務処理を行うことと決定しました。そのため、「西多摩地区町村立中学校教科用図書採択要綱に関する実施細目」の「7 補足(2)」の規定に基づき、調査委員会に専門部会を付置せずに事務を行うことを決定いたしました。

また、第2回採択協議会は7月17日に実施され、調査委員長から、これまでの調査・研究の経過報告、調査委員会の調査委報告書における発行者及び発行者番号並びに採択された発行者についての報告などについて説明を受け、質疑を行った後、採択協議会委員による協議を経まして、現在使用している教科用図書の継続使用の可否について、一括して採択を行い、発行者を選定いたしました。

なお、採択協議会で選定された教科用図書の発行者は、別紙報告「令和2年度使用西多摩地区町村立学校教科用図書（中学校）」の記載の通り、国語「光村図書出版」、書写「教育出版」、社会地理的分野「帝国書院」、社会歴史的分野「帝国書院」、社会公民的分野「帝国書院」、地図「帝国書院」、数学「東京書籍」、理科「東京書籍」、音楽一般「教育出版」、音楽器楽「教育出版」、美術「日本文教出版」、保健体育「学研教育みらい」、技術「開隆堂出版」、家庭「開隆堂出版」、外国語「学校図書」となり、現在使用している教科用図書と全て同一のものとなっています。

西多摩郡の各町村は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。このことを考慮いただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会より提出されました、「西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会の選定理由書」と「調査委員会における調査研究報告書」を配布させていただきました。

それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定を賜りたいと存じます。

鳥海教育長 以上で、事務局からの説明は終わりました。ここで、教科用図書採択協議会委員の関谷教育長職務代理者に、補足する説明があれば、お伺いしたいと思います。

関谷委員 今回の指導課長からの説明の通りです。その場に居合わせた者として、例えば、先般町内小中学校を訪問させていただいた折に、小学校低学年の廊下に掲示してありました書写に「二」という漢字が貼ってありました。たった2画でありながら、指導の手が加わっているものとそうでないものが見受けられました。

今回の教科書の中で、朱墨と墨を併用して筆の運びを明示した教科書があり、採用になったものですが、筆の入りと抜き払いスピードの強弱などが載っています。細かい部分を朱墨で明示してあり、とても好印象を受けました。

国語では、3年生以上のところで、説明的文章が発達段階によって長さを変えているものがありました。これから大人になり社会に出て、論文などをはじめいろいろな文章を書く基本は、起承転結で構成される説明文だと思っています。長さを変え学年にあったものにしていくところも、決め手の一つであったと思います。

また、最近イラストを使った教科書も見受けられるようになりました。社会科では、分冊形式と一冊にまとめた形式について、議論が分かれました。まとめたものに対する意見としては、「子どもが持ち運ぶには重い気がする」、分冊に対する意見は、「カリキュラムに沿った年間計画の立て方が難しくなるのでは」、などの意見が出ました。

今の子どもは家庭で刃物を使うことが少ない。例えば家庭科の包丁の使い方など、写真入りで丁寧に説明がなされていました。中には左利きの子用の使い方も載っていました。安全に配慮した教科書であり、時代に即したものだと感じました。

プログラミング教育については、これからどんどん入ってくると思いますが、英語に限らず家庭科においても活用できるという部分もみえました。教科書でこういったことも学べる今の子どもたちは幸せだなと感じました。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより議案第25号及び議案第26号に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

村上委員 西多摩郡で決めるということは承知していますが、瑞穂町は他と比較し、市よりの位置にあり、課題についても他町村と異なるものがあります。意見の食い違いなどは多くあったのでしょうか。

鳥海教育長 採択委員でもありますので、私から説明します。今言っていたいただいた観点からはなかったものと記憶しています。

投票数までは示していませんが、先ほど、関谷委員からの説明にもありましたが、唯一、同数票であり委員長採択となったものが社会科です。内容を重視するものと、重さを含めた使い勝手を重視するもので意見が分かれました。教育内容に関連した議論はありませんでした。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第25号及び議案第26号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 なお、議案第25号及び議案第26号につきましては、教科書採択事務局へ結果を報告いたします。

鳥海教育長 日程第6、議案第27号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第27号については、瑞穂町社会教育委員に欠員が生じているため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、中沢 清。住所及び生年月日等は、記載のとおりです。なお、任期は、令和元年8月1日から令和3年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより議案第27号に対する質疑に入ります。ご質疑ございますでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りいたします。

議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和元年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時7分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員